別紙様式第36号

（表）

第　　号　　年　月　日発行

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
第116条第3項の規定に基づく監査証票

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

発行者　財　務　大　臣
財　務　局　長
又は福岡財務支局長

（裏）

国家公務員共済組合法（抄）

（財務大臣の権限）

第116条（第1項及び第2項　略）

3　財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（第4項　略）

監査に従事しなくなつたときは、速やかに本証を返納すること。

備　　考［略］

別紙様式第36号

（表）

第　　号　　年　月　日発行

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
第116条第3項の規定に基づく監査証票

所　　属

官　　職

氏　　名

生年月日

写　　真

発行者　財　務　大　臣
財　務　局　長　印
又は福岡財務支局長

（裏）

国家公務員共済組合法（抄）

（財務大臣の権限）

第116条（第1項及び第2項　略）

3　財務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合又は連合会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

（第4項　略）

この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備　　考［同上］